

令和7年度

障害者職業生活相談員資格認定講習

障害者職業生活相談員として選任が予定されている方等を対象に、障害者の職業生活全般にわたる相談・指導についての技術的事項を習得するための講習を開催いたします。

- 日時 令和7年12月11日(木) 9:15～16:25
12月12日(金) 9:00～16:00
- 会場 熊本県市町村自治会館 別館大会議室（熊本市東区健軍2-4-10）
最寄駅：熊本市電 神水交差点電停下車 徒歩3分（会場の駐車場には限りがあります。）
- 対象者 障害者を雇用する事業所で、障害者職業生活相談員として選任が予定されている方、国及び地方公共団体の方は除きます。
- 定員 60名 *定員を超えるお申込みをいただいた場合、相談員の選任が必要な事業所の方を優先し受講者を決定し、申込者に受講の可否を通知します。
- 受講料 無料 *修了者には修了証書を交付します。

☆ 申込方法

受講をご希望の方は、受講申込書（当支部ホームページにも掲載しています。）に必要事項をご記入の上、申込期間（9月8日～10月24日）内にFAX（096-249-1889）・郵送（合志市須屋2505-3）・E-mail（kumamoto-kosyo@jeed.go.jp）にてお申込みください。

障害者職業生活相談員とは・・・

職業を通じて障害者の社会参加をすすめるためには、各企業が積極的に雇用の場を提供しようとすることはもちろん必要ですが、採用後も障害者の職業生活の充実を図ることが大変必要です。

このため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」では事業主は5人以上の障害者を雇用する事業所ごとに障害者職業生活相談員を選任し、その者に障害者の職業生活全般についての相談・指導を行わせなければならないとしています。

講習内容（予定）

----- 2日間(計10時間25分) -----

- ・ 障害者雇用の理念・現状と課題・雇用対策
- ・ 障害者職業生活相談員の役割
- ・ 障害別にみた特徴と雇用上の配慮
- ・ 就労支援機関の役割と活用
- ・ 人間関係管理と生活指導
- ・ 意見交換会 等

＼らしく、はたらく、ともに／
JEED



独立行政法人
高齡・障害・求職者雇用支援機構

熊本支部 高齡・障害者業務課

〒861-1102 熊本県合志市須屋2505-3

TEL 096-249-1888 FAX 096-249-1889

URL <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/kumamoto/>

E-mail:kumamoto-kosyo@jeed.go.jp



熊本支部は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

熊本支部HP



障害者職業生活相談員 資格認定講習受講申込書

年 月 日

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
熊本支部長 殿

事業所の名称
代表者の職・氏名

次のとおり、障害者職業生活相談員資格認定講習の受講を申込みます。

受講日	令和7年12月11～12日	利用交通機関（予定）	車（駐車台数に限りあり）・電車・その他（
申込事業所			
所在地 <small>■受講通知書の送付先となります</small>	〒	(事業内容)	
担当者の氏名、所属及び連絡先 (※1)	氏名	所属部課	
	電話番号	F A X 番号	
	E-mail		
事業所概要	労働者数 _____ 名 うち ↑ 申込事業所単体において常時雇用する労働者数及び常時雇用する障害者数を 実人数 で記入してください。	身体障害者数 _____ 名 知的障害者数 _____ 名 精神障害者数 _____ 名 その他の障害者数 _____ 名	
受講希望者 <small>※受講希望者欄の「氏名」「生年月日」は修了証書発行に使用しますので正確にご記入ください。</small>			
氏名	(フリガナ)	生年月日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
所属部課	所属部課が所在する都道府県名 (上記所在地と同一の場合は記入不要)		
障害者の職業生活に関する相談・指導の実務経験年数	<input type="checkbox"/> 初めて ・ <input type="checkbox"/> 実務経験あり _____ 年	複数名の受講希望者がいる事業所の場合、当該希望者の受講優先順位	人中 _____ 番目
受講希望理由	受講希望理由として該当するものにチェックしてください（1つ）。		
<small>(「選任義務がある事業所」とは、5人以上の障害者を雇用する事業所をいいます)</small>	<input type="checkbox"/> (1) 選任義務がある事業所で、相談員有資格者がいないため		
	<input type="checkbox"/> (2) 選任義務がある事業所で、相談員が人事異動等で不在となるため		
	<input type="checkbox"/> (3) 当該年度中に雇用障害者の増加により、選任義務が生じる見込みのため		
	<input type="checkbox"/> (4) 選任義務がある事業所で、実務経験（※2）により相談員として選任されているが、講習を受講したいため		
	<input type="checkbox"/> (5) 選任義務はないが、障害者の相談、指導に必要なため		
	<input type="checkbox"/> (6) 相談員を既に選任しているが、雇用障害者数の増加等により、相談員を増員するため		
	<input type="checkbox"/> (7) その他（具体的理由を記入してください）		
受講に際して必要な障害等への配慮	<input type="checkbox"/> 要 ⇒ (要を選択された場合、該当する内容に☑をつけてください) <input type="checkbox"/> 資料の拡大 <input type="checkbox"/> 手話通訳 <input type="checkbox"/> 要約筆記 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 座席の指定（車いす等） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
処理欄 ※記入しないでください。			
受理番号	第 _____ 号	通知番号	第 _____ 号
備考			

(記入に際する留意事項)

- ※1 当機構から照会する場合のご担当者についてご記入ください。
- 記載された情報は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構において適正に管理し、障害者職業生活相談員資格認定講習を適切に実施することを目的として、また当機構において実施する各種研修等の情報提供のために使用します。
- ※2 「実務経験」による相談員の資格要件は、別紙「障害者職業生活相談員資格認定講習のご案内」の裏面「厚生労働省で定める資格要件」の2～6をご参照下さい。
- 「受講に際して必要な障害等への配慮」は、講習を均等に受講いただく準備のために確認するものであり、受講決定可否の判断及びその他の目的に使用することはありません。個別の事情は、受講決定後に改めて伺いますので、支障のない範囲でご記入ください。
- 受講希望者が複数いる場合は、申込書を人数分作成し、それぞれに受講優先順位をご記入の上、提出してください。(受講希望者が複数の場合、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。)

障害者職業生活相談員資格認定講習のご案内

職業を通じて障害者の社会参加をすすめるためには、各企業が積極的に雇用の場を提供しようとすることはもちろん必要ですが、採用後も障害者の職業生活の充実を図ることが大変重要です。

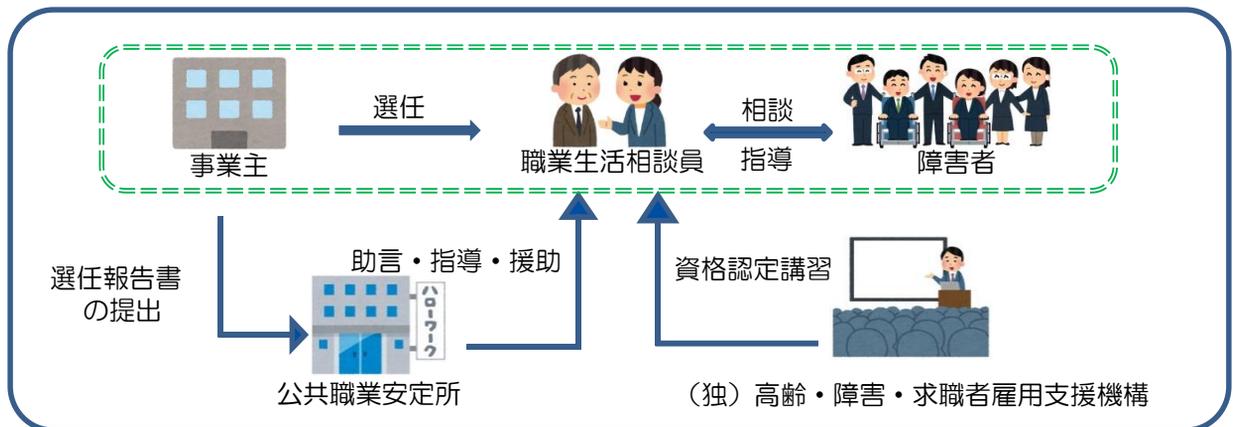
このため、法律^(注)では事業主は障害者を5人以上雇用する事業所ごとに障害者職業生活相談員を選任し、その者に障害者の職業生活全般についての相談・指導を行わせなければならないとしています。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構では、**民間企業等で**障害者職業生活相談員として選任が予定されている方などに、その技術的事項を習得していただくため「**障害者職業生活相談員資格認定講習**」を実施しています。

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律

国や地方公共団体等の公務部門を対象とした「**公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習**」は**厚生労働省**で実施しています。当機構が実施する講習には、公務部門に勤務する職員の方は受講いただけませんのでご注意ください。

障害者職業生活相談員のしくみ



障害者職業生活相談員の職務

次の内容について障害者から相談を受けたり、障害者を指導したりすることが職務です。

- ① 適職の選定、職業能力の開発向上等職務内容について
- ② 障害に応じた施設設備の改善等作業環境の整備について
- ③ 労働条件、職場の人間関係等職場生活について
- ④ 余暇活動について
- ⑤ その他職場適応の向上について

障害者職業生活相談員になるには

厚生労働省令で定める資格要件（裏面をご参照ください）を満たし、かつ、公共職業安定所（ハローワーク）に選任の届け出をすることが必要です。

障害者職業生活相談員の選任要件、選任手続き等についてご不明な点は、ハローワークへお問合わせください。

＼らしく、はたらく、ともに／



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED)

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

◆厚生労働省で定める資格要件

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」より

1	「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了した方
2	職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものに限る）を修了した者又はこれに準じる者として厚生労働大臣が定める者
3	学校教育法による大学もしくは高等専門学校卒業者又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものを除く）、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者もしくはこれらに準じる者として厚生労働大臣が定める者で、その後1年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
4	学校教育法による高等学校（旧中等学校令による中等学校を含む）または中等教育学校を卒業した者（学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む）で、その後2年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
5	その他の者で、3年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
6	上記に掲げる者に準ずる者（※）

（※）「上記に掲げる者に準ずる者」とは、職場適応援助者養成研修修了者又は「個別的なサポートを行う支援者を必要とする障害者」を支援する者に対する研修（国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業）修了者を指します。

障害者職業生活相談員資格認定講習とは

【受講対象者】

障害者を5人以上雇用する事業所で、障害者職業生活相談員として選任が予定されている方、及びこれに準ずる方

※法令遵守の観点から受講の必要性が高い事業所を優先して受け入れているため、申込状況によって受講のご希望に添えない場合がございます。受講者は、決定次第ご連絡を差し上げることとしておりますので、ご了承ください。

【講習時間】 計10時間以上（複数日に分けて実施）【開催場所】 全国（各都道府県支部が運営）

【受講費用】 受講料無料（受講者には関係資料を無償で提供します。）

【講習内容】 ①～⑭は講義が中心です。

① 総論（障害者雇用の理念）	⑩ 労務管理	
② 障害者の雇用の現状と課題	⑪ 人間関係管理と生活指導	
③ 関係行政機関と障害者対策	⑫ カウンセリング	
④ 障害者職業生活相談員	⑬ 職場適応の向上	
⑤ 障害者の心理、障害特性	⑭ 障害別にみた雇用の実際	
⑥ 医学的立場からみた障害者の雇用	⑮ [任意受講科目]	
⑦ 採用、配置		<ul style="list-style-type: none"> ・事業所見学 ・支援機関見学 ・意見交換会
⑧ 適職の選定、能力の開発、教育訓練		
⑨ 施設・設備の改善、作業環境の整備		
	<p>※任意受講科目の受講は資格取得の要件ではありません。</p> <p>※希望者を対象とし、いずれかを実施</p>	

講習を受講するには

当機構ホームページをご確認の上、**各都道府県支部（高齢・障害者業務課及び高齢・障害者窓口サービス課）**へ所定の様式にてお申込みください。

開催時期、申込期間などは各都道府県で異なります。直近の講習日程等は以下のページをご確認ください。

◆「障害者職業生活相談員資格認定講習について」

<https://www.jeed.go.jp/disability/employer/employer04/koshu.html>

